

【現行】

小樽商科大学プレクトラム・アンサンブル OB会 会則	
第1章 総則	
第1条(名称) 本会は「小樽商科大学プレクトラム・アンサンブルOB会」(以下「OB会」という)と称する。	名称変更
第2条(目的) 本会はOB会員相互の親睦を深めるとともに、現役学生の活動に対する支援及び協力を図ることを目的とする。	表記変更
第2章 会員	
第3条(資格) 本会の会員は、小樽商科大学プレクトラム・アンサンブル(以下「OPE」という)に在籍したOBと、OPEに在籍したことはないが本会総会の議決により会員と認められた者とする。	名称変更 表記変更
第4条(加入及び脱退) 本会の会員は卒部すると同時に加入し、死亡した時に脱退するものとする。	
第3章 会費	
第5条(会費) <u>会費は年会費として毎年2,000円を納入する。</u> 会費は次の口座に振り込むものとする。 ◆郵便局(02750-9-49551) 『小樽商大プレクトラム・アンサンブルOB会』又は ◆北洋銀行:本店 普通預金(3742160) 『小樽商科大学プレクトラム・アンサンブルOB会』	口座番号削除
第4章 活動	
第6条(活動の種類) 本会は第2条に規定する目的を達成するため、次の活動を行う。 (1) OB総会の開催 (2) OB会報の発行 (3) 現役学生の諸活動に対する支援・協力・お祝い (4) OPEに毎年5万円を補助する。 (5) OPE又はOB会の周年記念行事の立案及び執行 (6) その他本会が必要と認めた事項	(1)表記変更 (2)会報発行削除、 会員名簿維持管理 追加 (3)現役支援と(4)補助を統合 (5)表記変更
第5章 事務局	
第7条(事務局) 本会には次の構成で事務局を置く。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 1名 (3) 年度幹事 4名(卒業2年目から2名、卒業23年目から2名) (4) 年度連絡員 各学年最低1名 (5) <u>専任事務局員 若干名</u>	事務局構成変更 年度幹事廃止
第8条(事務局の任期) 事務局の任期は次のとおりとする。 (1) 会長、副会長及び専任事務局員の任期は2年とし、総会において改選する。 (2) 年度幹事は1年とし、毎年総会月に改選する。 (3) 年度連絡員は本人に異動又は不都合が生じた場合に改選するものとする。	事務局構成変更 年度幹事廃止

【改定案】

小樽商科大学プレクトラムアンサンブル OB・OG会 会則	
第1章 総則	
第1条(名称) 本会は「小樽商科大学プレクトラムアンサンブルOB・OG会」(以下「本会」という)と称する。	名称変更
第2条(目的) 本会はOB・OG会員相互の親睦を深めるとともに、現役学生の活動に対する支援及び協力を図ることを目的とする。	表記変更
第2章 会員	
第3条(資格) 本会の会員は、小樽商科大学プレクトラムアンサンブル(以下「OPE」という)に在籍したOB・OGと、OPEに在籍したことはないが本会総会の議決により会員と認められた者とする。	名称変更 表記変更
第4条(加入及び脱退) 本会の会員は卒部すると同時に加入し、死亡した時に脱退するものとする。	
第3章 会費	
第5条(会費) 会費は年会費として毎年2,000円を、事務局が指定する口座に振り込むものとする。	口座番号削除
第4章 活動	
第6条(活動の種類) 本会は第2条に規定する目的を達成するため、次の活動を行う。 (1) <u>総会の開催</u> (2) <u>会員名簿の維持管理</u> (3) 現役学生の諸活動に対する支援・協力・お祝い (4) <u>周年記念行事の立案及び執行</u> (5) <u>その他本会が必要と認めた事項</u>	(1)総会の開催 (2)会員名簿の維持管理 (3)現役学生の諸活動に対する支援・協力・お祝い (4)周年記念行事の立案及び執行 (5)その他本会が必要と認めた事項
第5章 事務局	
第7条(事務局) 本会には次の構成で事務局を置く。 (1) 会長 1名 (2) <u>事務局員 若干名</u>	事務局構成変更 年度幹事廃止
2 必要に応じて、事務局は各入学年度と協議のうえ年度連絡員を設けることができる。	
第8条(事務局の任期) 事務局の任期は次のとおりとする。 (1) 会長、及び事務局員の任期は2年とし、 <u>再選を妨げない。</u> (2) 年度連絡員は本人に異動又は不都合が生じた場合に改選するものとする。	事務局構成変更 年度幹事廃止

第9条(事務局の選出)

事務局の選出は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長及び専任事務局員は自薦又は他薦により総会で選出する。会長、副会長に複数の候補が出た場合は総会の多数決により決定する。
- (2) 年度幹事は対象学年の中で互選により決定する。
- (3) 年度連絡員は年度幹事が指名する。

第6章 総会

第10条(定例総会、臨時総会)

会長は、原則として毎年6月に定例総会を招集する。

会長は特別の事情が起こったときは、年度幹事の承認を得て、臨時総会を開くことができる。また、会員の10名以上から要請があるときは、臨時総会を開かなければならない。

第11条(議事の決定)

議事は出席者の過半数の賛成によって決定する。

総会に出席できない場合は委任状によって総会の決議に参加することができる。

第12条(議事)

次の事項は総会の決議を経なければならぬ

- (1) 活動計画の設定及び活動報告
- (2) 収支予算及び決算
- (3) 会長、副会長及び専任事務局員の改選
- (4) 支部の設置及び支部規約の承認
- (5) 本会則の変更
- (6) 本会の解散

第7章 支部

第13条(支部の設置)

本会は、便宜の地に支部を置くことができる。支部の規約は各支部において作成するものとする。

支部の設置、及び支部の規約は総会の承認をもって成立する。

第8章 会計

第14条(会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第15条(資金の管理)

本会の資金は、事務局において保管する。

第16条(決算報告)

事務局は、定例総会で当該年度の決算報告を行う。

付則

本会則は、平成5年4月1日から施行する。

本会則は、平成13年4月1日から施行する。

事務局構成変更
年度幹事廃止

総会時期変更

年度幹事廃止

表記変更

総会時期変更

改定追記

第9条(事務局の選出)

事務局の選出は次のとおりとする。

- (1) 会長、及び事務局員は自薦又は他薦により総会で選出する。会長に複数の候補が出た場合は総会の多数決により決定する。
- (2) 年度連絡員は、事務局と各年度の協議による。

第6章 総会

第10条(定例総会、臨時総会)

会長は、原則として毎年11月に定例総会を招集する。

会長は特別の事情が起こったときは、臨時総会を開くことができる。また、会員の10名以上から要請があるときは、臨時総会を開かなければならない。

第11条(議事の決定)

議事は出席者の過半数の賛成によって決定する。

総会に出席できない場合は委任状によって総会の決議に参加することができる。

第12条(議事)

次の事項は総会の決議を経なければならぬ

- (1) 活動方針及び活動報告
- (2) 収支予算及び決算
- (3) 会長、及び事務局員の改選
- (4) 支部の設置及び支部規約の承認
- (5) 本会則の変更
- (6) 本会の解散

第7章 支部

第13条(支部の設置)

本会は、便宜の地に支部を置くことができる。支部の規約は各支部において作成するものとする。

支部の設置、及び支部の規約は総会の承認をもって成立する。

第8章 会計

第14条(会計年度)

本会の会計年度は、毎年10月1日から翌年9月末日までとする。

第15条(資金の管理)

本会の資金は、事務局において保管する。

第16条(決算報告)

事務局は、定例総会で当該年度の決算報告を行う。

付則

本会則は、平成5年4月1日から施行する。

本会則は、平成13年4月1日から施行する。

本会則は、平成30年11月24日から改正施行する。

会則別表(事務局指定口座)

◆北洋銀行 本店 普通預金(3742160)
小樽商科大学プレクトラム・アンサンブルOB会

◆ゆうちょ銀行(02750-9-49551)
小樽商大プレクトラム・アンサンブルOB会